

天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/11/20 No. 27

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

いよいよ結審か？！ 天海訴訟大詰め迎える

2015年11月27日に提訴された天海訴訟は、今月で満5年経過します。口頭弁論は次回12月15日で23回を数えます。

裁判長が被告千葉市に最後の宿題を課し、被告の弁明と原告側の反論がこの日に行われます。被告千葉市が天海さんへの支援を

打ち切った法的根拠が問われています。

裁判長は「双方の意見は出尽くしたように見えるが、被告千葉市が天海さんへの支

援打ち切りを行った法的根拠の説明が十分でない」として宿題を課した状況から推測すると、結審となる見込みが強まっています。

コロナ感染が広がっているため、傍聴者の数が制限されることが予想され、抽選になる可能性はありますが、多くの方の傍聴をお願いします。

裁判所あての団体署名は目標の1000を突破しました。(4ページ参照)

また支援する会では、多くの方に天海訴訟を知ってもらうため、12月15日に記者会見を行うことも準備しています。

最後までご支援をお願いいたします。



原告の天海正克さん

<次回:第23回口頭弁論>

2020年 **12月15日(火)** 14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

最後のやり取りか 被告と原告から準備書面が提出されました



《被告・原告の準備書面を弁護団に要約していただきました》

・・・・・・・・・・・・・・・・

裁判期日前に、被告準備書面(14)、原告準備書面(16)が提出されました。おそらく、これが第1審での最後の書面のやり取りになると思います。以下に、その要点を示します。

被告準備書面(14)

法7条の「受けることができる」とは、潜在的に介護給付を受けることができる地位にあるときを当然に含む。そして、対象者が要介護認定申請をしない場合は、不足する障害福祉サービスの量が算定できず、結局、法7条の介護保険優先原則により、障害福祉サービスを不支給とせざるを得ない。被告は、厚労省課長通知に従い、原告から十分な聴き取りを実施したほか、介護保険の申請勧奨を行なった。(基本的に、従前どおりの主張を繰り返したものとされます。)

原告準備書面16

1 満65歳以上の要介護状態にある者が「潜在的」に有する地位は、「要介護認定の申請日以降の介護費等を介護保険から受給できる地位」である(介護保険法27条8項)。介護保険給付の遡及が要介護認定申請日まで限定されている現行法において、未だ要介護認定の申請をしていない者については、そもそも「併給」状態にならず、法7条による併給調整の余地はない。

2 法7条をいかに解しても、法7条は、自立支援給付の「上乗せ部分」(併給調整を経ても支給されるべき部分)を不支給とする根拠にはなりえない。そして、「支給量算定不能」により、「上乗せ部分」の受給権が失われると解すべき法的根拠はない。本件処分(上乗せ部分があったにもかかわらず全部不支給とした処分)は、少なくとも、原告の自立支援給付の「上乗せ部分」の受給権を奪っている点で違法である。

3 被告の過失 ①本件に法7条を適用した違法⇒「調査・確認懈怠」の過失あり ②上乗せ部分を不支給とした違法⇒「上乗せ部分の算定懈怠」の過失あり



2015年11月27日
千葉地方裁判所へ訴状を提出後
に裁判所前で撮影

支援する会事務局からの呼びかけ ご支援の広がりをお願いします

天海正克さんが、2015年11月27日に、65歳の壁「障害者を年齢で差別するな！」と千葉地方裁判所へ提訴してから5年が経過しました。

天海さんは、65歳になった時に千葉市に介護保険の申請を断り、障害者福祉の継続を申請しましたが、千葉市から却下され、障害福祉の「自立支援給付」を打ち切られ、全額自己負担で支援を受けなければならなくなってしまう、1ヶ月で約14万円の利用料を払わなくてはならなくなりました。

天海裁判第20回口頭弁論で証言台に立った当時の千葉市本庁の障害福祉サービス課長は、「本件について厚労省に紹介したが、明確な回答はなかった。」と言いました。そして、「介護保険になると毎月1万5千円負担が生じること、福祉サービスをストップすれば、天海さんは、生活できなくなることは承知していた。しかし障害者総合支援法7条「介護保険優先原則」に則り、介護保険の申請をしない場合は、介護保険、障害福祉、いずれのサービスも受けられな



いことになることは制度上やむを得ないものと思っていた。」と答えたのです。「厚労省の通知」通りに対処したと言いながら、「介護保険が優先することのみを取り上げ、「当

事者の障害や生活状況を踏まえた本人との話し合いをすること」は一切せずに却下してしまったのです。天海原告の障害福祉継続申請に対し、十分な検討なしに却下決定したことは、千葉市の却下処分が違法行為であったことがますます明確になったと言えます。

サービスを止めれば生活ができなくなることを承知しながら、「制度上仕方がない」という考えで、いったい地方行政に携わる者が、住民の生命や安全を守ることはできるのでしょうか。私たちは、「障害のある人が、65歳を超えても必要とする制度を自ら選んで使えるよう、介護保健優先原則を廃止してください」と訴えてきています。

「天海訴訟」の千葉地裁での結審が12月15日と予想されています。皆様から多くの署名が寄せられています。ありがとうございます。さらに、天海訴訟の勝利を勝ち取るために、「公正な判決求める団体署名・ネット署名」を多くの皆さんに訴え、広げていただけるようお願いいたします。

ぜひ、1事業所や1団体でも多くの署名が集約されるように、皆さんの事業所はもとより職員一同や職員労組、利用者自治会、家族会、理事会、また地域の様々な障害団体、福祉団体・グループなどにも呼び掛けて協力を広げて頂くようよろしくおねがいします。

裁判所への要請署名にご協力を

団体署名はついに 1,000 を突破

1事業所、1団体でも多く



「裁判所が原告の声に耳を傾け、適切な審理の上、判決を下されることを切に望みます」との署名に取り組んでいます。

全国の皆様に協力を要請したところ、11月18日現在で1001の諸団体から署名をお寄せいただきました。誠にありがとうございます。

団体署名の数は県内が317 県外が684。千葉土建労働組合からは100以上、北海道民医連からは約50。全国知的障害者施設家族会連合会と各地の組織からも多く届いています。また障全協加盟団体や各地の障害者施設からたくさんの署名をいただきました。署名に合わせて激励の言葉も多数いただきました。

引き続き、団体の支部、分会の単位まで署名を集めてください。

締め切りは11月末です。

送付先・

〒262-0032

千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンビル 109 障千連内

天海訴訟を支援する会

Fax ではなく **郵送** をお願いします。

ネットを利用した個人署名も同時に行っております。<下記アドレスから>

裁判所も社会の動向を見ています。多くの団体からの要請が力になります



ネット署名用
QRコード

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。

: <https://amagai65.iinaa.net/>

★ネット署名（個人）はこちらから

: <http://chnq.it/5nqCxNWX>

千葉地方裁判所へ

要望事項

1. 浅田訴訟の先例にならい、介護保険制度に申請しないことを事由とした障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

